平成16年12月17日 条例第56号

(前文)

井原市美星町には、流れ星の伝説と、その名にふさわしい美しい星空がある。天球には星座が雄大な象形文字を描き、その中を天の川が流れている。更に、地平線から天の川と競うように黄道光が伸び、頻繁に流れ星がみられる。また、夜空の宝石ともいえる星雲や星団は、何千年、何万年以上もかかってその姿を地上に届けている。これら宇宙の神秘をかいま見ることができる環境は、井原市民のみならず全人類にとってかけがえのない財産となっている。

しかし、宇宙は今、光害によってさえぎられ、視界から遠ざかって行こうとしている。人工光による光害の影響は、半径100キロメートル以上にも及び、人々から星空の美と神秘に触れる機会を奪うだけでなく、過剰な照明は資源エネルギーの浪費を伴い、そのことが地球をとりまく環境にも影響を与えている。また、過剰な照明により、夜の安全を守るという照明本来の目的に反するのみならず、動植物の生態系にも悪影響を与えることも指摘されている。

近隣には主要な天文台が設置されているとおり、井原市美星町の周辺は天体観測に最も適した環境にあり、これまで『星の郷づくり』に取り組み、天文台も建設してきた。そして、今後も多くの人々がそれぞれに感動をもって遥かなる星空に親しむよう宇宙探索の機会と交流の場を提供することが井原市及び井原市民へ与えられた使命と考える。

このため、我が井原市民は、井原市美星町の名に象徴される美しい星空を誇りとして、これを守る権利を有し、義務を負うことをここに宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、光害の防止及び適正な照明に関し、市、市民及び事業者それぞれの責務 を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、市民の生活に必要な夜間照明を 確保しつつ、光害から美しい星空を守ることを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、井原市美星町の区域内に適用する。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 光害 空気中の分子又は塵挨が人工の照明を散乱、反射することによって発生する散 乱光のため、自然の状態の星空の背景が明るくなり、星が見えにくくなることをいう。
 - (2) 屋内照明 屋根及び壁面によって囲われた建物の内部の照明をいう。
 - (3) 屋外照明 屋内照明以外のすべての照明をいい、照明そのものを目的とするもののほ

か、広告、装飾等を目的とする発光器具を含むものとする。

(4) 市民等 市民、旅行者及び滞在者をいう。

(光害防止の目標)

第4条 井原市美星町の区域内において、夜空の明るさが前年度の明るさを下回ることを目標とする。

(市の基本的な責務)

- 第5条 市は、あらゆる施策を通じて、光害の防止に最大限の努力をしなければならない。
- 2 市は、教育活動、広報活動等を通じて光害についての知識の普及を図るとともに、市民の 意識の高揚に努めなければならない。
- 3 市は、この条例を遵守するよう市職員をもって指導にあたらせるとともに、光害防止について技術指導及び施設の整備について必要な援助を行うものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、光害の防止に努めるとともに、市が実施する光害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、光害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する光害の 防止に関する施策に協力しなければならない。

(光害防止審議会)

- 第8条 この条例によりその権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ光害防止のための重要事項を調査審議するため、井原市光害防止審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、光害の防止に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係行政機関への協力要請)

第9条 市長は、国、県及び関係地方公共団体に対し、光害の防止のために必要な措置又は協力を要請することができる。

(光害防止モデル地区の指定)

- 第10条 市長は、天体観測において良好な環境を創出するため、主要な天体観測施設を中心に、特に光害を防止する必要があると認める地域を光害防止モデル地区(以下「モデル地区」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定によりモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会及び 当該モデル地区内の住民の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、モデル地区を指定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、モデル地区の指定の解除及び変更について準用する。
- 5 モデル地区においては、この条例の重点的な実施及び車両の進入制限等効果的な対策を行 うことができる。

(照明器具等の制限及び配光基準)

- 第11条 屋外照明は、原則として、光源の中心と笠の縁とを結ぶ線が水平又はそれ以下に向くよう設置し、水平以上に光が漏れない設計の照明器具を使用する配慮をしなくてはならない。
- 2 屋外での投光機(サーチライト、スポットライト、レーザー等)の使用は、継続的なものでない場合又は明らかに水平以下に向けられていると判断される場合以外は、原則として禁止する。
- 3 建築物、看板等を照明する場合は、下から上に向けて投光することを禁止する。
- 4 建築物、看板等を照明する場合は、光源を上端に取り付け、水平以上に光が漏れない設計の照明器具を使用する配慮をしなくてはならない。
- 5 美観上その他の理由により必要性のある場合を除き、屋外照明には天体観測の妨げにならない規則で定めるタイプの光源を使用することを奨励する。
- 6 屋外照明は、その用途に応じ、適正で必要最小限の光を使用するよう十分な配慮をしなければならない。
- 7 事業所等の屋内照明で、大量の光を使用する場合は、カーテン、ブラインド、雨戸等の遮 蔽物により、できるだけ屋外に光を漏らさないよう配慮しなくてはならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、照明器具の配光基準及び照明器具設置の具体例は、規則で定める。

(適用除外)

- 第12条 市長は、公的必要性が認められる場合は、前条の規定の適用を除外することができる。
- 2 前項の規定の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、適用の除外 を申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請された適用除外の理由並びに公的必要性及び光害の防止の 必要性を慎重に審査の上、申請を承認し、又は理由を示し、これを認めないものとする。 (国等に関する特例)
- 第13条 国又は地方公共団体による照明器具の設置又は使用については、前条第2項の申請を 要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、その行為をしようとするとき

は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(天体観測等への協力)

- 第14条 市長は、次に掲げる場合において、市民等及び事業者に対し、日時を示した上で照明の自粛等天体観測上必要な協力を求めることができる。
 - (1) 市長が学術的に重要であると認定した天体観測が行われる場合
 - (2) その他市長が天体観測上夜空の明るさを制限する必要があると認めた場合
- 2 前項第1号の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請しなければならない。

(照明時間の制限の奨励)

第15条 屋外照明は、午後10時から翌朝日の出までの間、消灯することを奨励するものとする。

(光害防止対策費用の補助)

第16条 市は、配光基準に適合した屋外照明器具の新設、改造又は取替えに対し、規則で定める補助基準により、必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。 (光害の監視)

第17条 市長は、第4条の目標を達成するために、夜空の明るさを測定し、監視し、その資料を公開するものとする。

(調査)

- 第18条 市長は、光害の防止のために必要があると認めるときは、市職員をもって状況を調査させることができる。
- 2 前項の場合において、市職員は、必要な限度においてその場所に立ち入ることができる。
- 3 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が あったときは、これを提示しなければならない。

(改善命令)

第19条 市長は、調査の上、配光基準に適合しない照明を行っている者に対し、期限を定めて照明方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

(命令に従わない場合の措置)

第20条 市長は、前条の命令に従わない者に対し、その氏名及び実情を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、美しい星空を守る美星町光害防止条例(平成元年美星町条例第 27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされ たものとみなす。